

## 岡崎市市民活動総合補償制度要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市民活動総合補償制度について必要な事項を定めることにより、市民が安心して市民活動に参加できるよう支援し、もって快適な地域社会の実現を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民活動団体 岡崎市市民協働推進条例（平成21年岡崎市条例第8号）第9条第2項に定める市に登録された団体をいう。この場合において、市の登録を受けていない市内の団体のうち、町内会等の地縁組織その他の市長が市民活動団体と認めた団体については、この要綱において市民活動団体とみなすものとする。
- (2) 市民活動 別表1に掲げる活動のうち、日本国内において自発的に行われる公共性のある活動であって、次の各号のいずれにも該当するものをいう。
  - ア 活動が計画的かつ継続的に行われるものであること。
  - イ 報酬（実費の弁償に相当するものを除く。）を伴わないものであること。
  - ウ 政治、宗教、選挙又は営利を目的とするものでないこと。
  - エ 学校、幼稚園又は保育園の行事（クラブ活動含む。）として行うものでないこと。
  - オ 社会貢献の割合よりも構成員等の自己啓発、技術向上、競技性、趣味、親睦の割合が高い活動でないこと。
- (3) 市主催共催事業 市が主催又は共催する事業のうち、次の各号のいずれにも該当するものをいう。
  - ア 報酬（実費の弁償に相当するものを除く。）を伴わないものであること。
  - イ 政治、宗教、選挙又は営利を目的とするものでないこと。
  - ウ 学校、幼稚園又は保育園の行事（クラブ活動含む。）として行うものでないこと。
- (4) 指導者 活動の計画立案及び運営の指導的地位にある者又はこれに準ずる者（市外居住者を含む。）をいう。
- (5) スタッフ 団体の構成員及び指導者の補助員等、活動の実施に伴ってその運営に従事する者（市外居住者を含む。）をいう。
- (6) 参加者 活動に参加中の市民（市外居住者を含み、指導者、スタッフ、指導者又はスタッフが参加を把握していない者、観覧者、応援者、見学者、当該サービス又はこれを実施している施設等を利用しているだけの者及び乳児等の自発的参加の意思のない者を除く。）をいう。
- (7) 市民活動主催者等 市民活動団体並びに指導者、スタッフ及び参加者をいう。

- (8) 賠償責任事故 他人の生命若しくは身体を害し（生産物による細菌性・ウィルス性食中毒を含む。）又は他人の財物を滅失し、き損し、若しくは汚損した場合において、市民活動団体、市並びに学区市民ホーム運営委員会及び学区こどもの家運営委員会が法律上の賠償責任を負うこととなる事故
- (9) 傷害事故 急激かつ偶然な外来の事由により、負傷又は死亡した事故。この場合において、チェーンソーによる事故、熱中症（熱射病・日射病）及び細菌性・ウィルス性食中毒を含む。
- (10) 治療 医師又は柔道整復師による治療をいう。ただし、補償対象者が医師又は柔道整復師である場合は、当該補償対象者以外の医師又は柔道整復師による治療をいう。
- (11) 収益事業 市民活動団体が行う事業のうち、法人税法（昭和40年法律第34号。以下「法人税法」という。）第2条第13号及び法人税法施行令（昭和43年政令第97号）第5条の規定により、収益事業に該当する事業又は市長が収益事業とみなす事業をいう。

（補償対象事故）

第3条 市民活動総合補償制度の対象となる事故は、次に掲げる事故とする。

- (1) 市民活動主催者等の市民活動中の賠償責任事故
- (2) 指導者、スタッフ又は参加者の市民活動中（市民活動を行う場所と住居との間の通常の経路及び方法による往復途中を含む。）の傷害事故
- (3) 市主催共催事業における市民活動主催者等又は市の活動中の賠償責任事故
- (4) 市主催共催事業における指導者、スタッフ又は参加者の活動中（活動を行う場所と住居との間の通常の経路及び方法による往復途中を含む。）の傷害事故
- (5) 学区市民ホーム運営委員会及び学区こどもの家運営委員会の指定管理者として無報酬で行う活動中の賠償責任事故
- (6) 学区市民ホーム運営委員会及び学区こどもの家運営委員会の指定管理者として無報酬で行う活動中（活動を行う場所と住居との間の通常の経路及び方法による往復途中を含む。）の傷害事故

（補償対象外事故）

第4条 市民活動総合補償制度の対象とならない事故は、次に掲げる事故とする。

- (1) 収益事業に係る事故
- (2) 指定管理者が行う活動に係る事故（第3条第5号及び第6号に規定する事故を除く。）
- (3) 市外居住者が市外で活動中又は市外で活動するための往復途中の事故（市内居住者が市外で活動中又は市外で活動するための通常の経路及び方法による往復途中の事故及び市外居住者が市内で活動中又は市内で活動するための通常の経路及び方法による往復途中の事故は、補償対象事故とする。）
- (4) 有害鳥獣駆除、毒物・劇物の使用、山岳登山（ピッケル、アイゼン等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング）、スカイダイビング、ハンググ

ライダー搭乗その他これらに類する危険を伴う活動

(保険契約の締結)

第5条 市は、市民活動総合補償制度を実施するため、予算の範囲内において、保険業法（平成7年法律第105号）第2条第4項に規定する損害保険会社（以下「保険会社」という。）との間で、保険契約を締結するものとする。

(保険期間)

第6条 前条の規定により市民活動総合補償制度を実施するために締結する保険契約の期間は、毎年4月1日午後4時から始まり、翌年4月1日午後4時に終了するものとする。

(適用除外)

第7条 第3条第1号、第3号及び第5号の規定にかかわらず、賠償責任事故が次の各号のいずれかに該当する事由により生じた場合は、市民活動総合補償制度は、適用しないものとする。

- (1) 市民活動主催者等、市並びに学区市民ホーム運営委員会及び学区こどもの家運営委員会の故意又は重大な過失
- (2) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動その他社会的騒乱
- (3) 地震、噴火、津波、洪水その他の天災
- (4) 動物による事故
- (5) 航空機、自動車、原動機付自転車又は昇降機による事故
- (6) 前各号に定めるもののほか、第5条の規定により締結した保険契約に定める事由

2 第3条第2号、第4号及び第6号の規定にかかわらず、傷害事故が次の各号のいずれかに該当する事由により生じた場合は、市民活動総合補償制度は適用しないものとする。

- (1) 自己の故意又は重大な過失
- (2) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動その他社会的騒乱
- (3) 地震、噴火、津波、洪水その他の天災
- (4) 自動車、原動機付自転車による事故（自動車保険、自動車損害賠償責任保険等の支払対象とならない場合を除く。）
- (5) 自己の脳疾患、心疾患、心神喪失又は疾病
- (6) 他覚症状のない頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛、上腕骨外側上顆炎（いわゆる「テニス肘」）又は内側上顆炎等
- (7) 自己の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為
- (8) 核燃料物質（使用済燃料を含む。以下同様とする。）若しくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含む。）の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性による事故

(9) 前各号に定めるもののほか、第5条の規定により締結した保険契約で定める事由

(賠償責任事故に係る補償金)

第8条 第3条第1号、第3号及び第5号の規定に係る賠償責任事故において支払われるべき補償金は、賠償責任保険金とし、その額は、次に掲げる損害及び費用の額の合計額に相当する額から1万円を減じた額とする。ただし、当該額が次項及び第3項に規定する支払限度額を超える場合は、当該支払限度額とする。

(1) 治療費、入院費（諸雑費を含む。）、通院交通費、休業損害、葬祭費、慰謝料、逸失利益、修理費その他市民活動団体、市並びに学区市民ホーム運営委員会及び学区こどもの家運営委員会が法律上の賠償責任を負うこととなる費用

(2) 損害の防止又は軽減のために市民活動主催者等が支出した費用で保険会社が承認したもの

(3) 訴訟、仲裁、調停等に係る費用で保険会社が承認したもの

2 前項に規定する補償金の支払限度額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 他人の生命又は身体を害した事故にあつては、1名につき6,000万円、1事故につき3億円

(2) 他人の財物を滅失し、き損し、又は汚損した事故にあつては、1事故につき1,000万円。ただし、市民活動主催者等が保管し、管理していた他人の財物について損害を与えた事故により賠償責任を負うこととなる場合にあつては、1事故につき100万円を支払限度額とし、かつ、保険契約期間中につき1,000万円を支払限度額とする。

3 前項の規定にかかわらず、市民活動主催者等、市並びに学区市民ホーム運営委員会及び学区こどもの家運営委員会が製造し、販売し、若しくは提供した財物（他人に引き渡されたものに限る。）又は行った作業の結果（完了又は放棄されたものに限る。）に欠陥があったため、他人の生命若しくは身体を害し又は他人の財物を滅失し、き損し、若しくは汚損した場合における賠償責任に係る保険金の1事故及び保険契約期間中の支払限度額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 前項第1号に規定する事故にあつては、3億円とする。

(2) 前項第2号本文に規定する事故にあつては、1億円とする。

(傷害事故に係る補償金)

第9条 第3条第2号、第4号及び第6号の規定に係る傷害事故において支払われるべき補償金の種類は、死亡保険金、後遺障がい保険金、入院保険金及び通院保険金とし、手術に対する補償金は支払わないものとする。

2 前項に規定する補償金の額は、別表2のとおりとする。

(補償制度の適用に係る手続)

第10条 市民活動総合補償制度の適用を受けようとする者は、その原因となった事故の発生後遅滞なくその旨を事故報告書で市長に報告するものとする。この場合において、活動を行う場所と指導者、スタッフ又は参加者の住居との間の通常の

経路及び方法による往復途中における傷害事故の補償制度の適用を受けようとする者は、事故報告書に当該活動に係る参加者名簿及び経路図を添付するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による報告があった場合は、市民活動総合補償制度の適用の可否について書面審査し、速やかにその結果を保険会社に通知するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による審査の際必要があると認めるときは、岡崎市市民活動総合補償制度事故判定委員会の意見を聴くものとする。
- 4 前項の岡崎市市民活動総合補償制度事故判定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。
- 5 市長は、第2項の規定による審査の結果、客観的かつ明らかに市民活動総合補償制度が適用されないものと認めた場合は、その旨を第1項の規定により報告をした者に通知するものとする。

(補償金の支払の請求)

第11条 第3条第1号、第3号及び第5号の規定に係る賠償責任事故により市民活動総合補償制度による補償金の支払を受けようとする者は、賠償責任に係る訴訟、仲裁、和解、調停その他法律的な解決を終えた後に、市長が指定する請求書及び関係書類を市長に提出するものとし、市長は、提出された請求書及び関係書類を保険会社に提出するものとする。

- 2 第3条第2号、第4号及び第6号の規定に係る傷害事故により市民活動総合補償制度による補償金の支払を受けようとする者は、別表2に定める支給事由の充足が確定した後（入院保険金及び通院保険金にあっては、全ての治療が完了した後）に、市長が指定する請求書、領収書の写しその他関係書類を市長に提出するものとし、市長は、提出された請求書、領収書の写しその他関係書類を保険会社に提出するものとする。
- 3 前項中、「領収書の写し」とあるのは、領収書を紛失した者に関しては「診断書」と読み替えるものとする。

(保険金の支払等に係る手続)

第12条 保険会社は、前条の規定による書類の提出があった場合は、第10条第2項の規定による市長の審査の結果に基づいて審査を行い、その結果を市長に通知するとともに、保険契約による保険金の支払を可能と認めたときは、前条第1項及び第2項に規定する請求書において指定された金融機関の口座に振り込むことにより当該保険金を支払うものとする。

- 2 前項の規定による手続が終了したことにより、市は、市民活動総合補償制度による手続を完了するものとする。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、市民活動総合補償制度の運用に関し必要な事項は、保険契約に定めるところによる。

- 2 市民活動総合補償制度の運用に関し疑義が生じた場合は、市長と保険会社が協

議して定めるものとする。

- 3 保険会社は、自治振興課から連絡を受けた場合において速やかに来庁及び応対できる体制を確保するものとする。
- 4 この要綱の実施に関し必要な事項は、保険会社と協議の上、市長が定める。
- 5 保険会社は保険契約期間中に発生した事故について、保険法（平成 20 年法律第 56 号）第 95 条に定める時効が成立するまでの間、この要綱における業務の責めを負うものとする。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。  
（経過措置）
- 2 第 2 条第 1 号前段に規定する市民活動団体は、平成 21 年 7 月 1 日以後において、岡崎市市民協働推進条例（平成 21 年岡崎市条例第 8 号）及び岡崎市市民協働推進条例施行規則（平成 21 年岡崎市規則第 25 号）の規定により登録されたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 2 条関係)

1 奉仕的活動
(1) 環境美化・清掃活動（河川・公園の清掃・草刈り等）
(2) 資源回収・リサイクル活動
(3) 環境保全活動（自然保護・緑化活動等）
(4) 地域防災・防犯活動（防災訓練、防火活動、防犯パトロール、避難所での配食活動等）
(5) 交通安全活動（交通事故防止活動、交通安全啓発活動等）
(6) 青少年・子どもの健全育成活動（子ども会の運営活動、青少年非行防止パトロール、青少年保護活動、地域子育て支援等）
(7) 地域福祉活動（学区福祉委員会活動、老人クラブ活動等）
(8) 社会福祉施設への協力活動（レクリエーション・行事等運営への支援・協力、慰問等）
(9) 高齢者・障がい者への支援活動
(10) 募金活動（共同募金等）
(11) 国際交流・多文化共生に関する活動
(12) 特定非営利活動促進法第 2 条別表に掲げられた活動
2 社会教育活動
(1) 青少年健全育成又は地域交流等を目的として行われる危険度の低いスポーツ・レクリエーション活動
(2) スポーツ活動の普及活動
(3) 文化の振興活動（伝統文化・地域文化の伝承活動、文化活動指導・普及等）
※ 体育協会、スポーツ少年団の加盟団体が行う活動等は対象外
3 地域社会活動
住民自治組織の運営（町内会の運営、広報物の配布等）
4 その他
その他市長が必要と認める活動

別表2（第9条関係）

補償金の種類	支給事由	補償金額
死亡保険金	傷害により、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき	200万円
後遺障がい保険金	傷害により、事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障がいを生じたとき	後遺障がいの程度に応じ、200万円に保険契約に適用される約款に定める割合を乗じて得た金額
入院保険金	傷害により、平常の業務又は生活ができなくなり、入院したとき	日額3,000円 (事故の日からその日を含め180日を限度とする。)
通院保険金	傷害により、平常の業務又は生活に支障が生じ、通院したとき 医師の指示によりギプス等を常時装着した結果、入院期間外で平常の業務への従事や平常の生活に著しい支障が生じたと医師などの診断により認められたとき。ただし、手足の指のギプス等は、対象外とする。	日額2,000円 (事故の日からその日を含め180日までの間において90日を限度とする。)